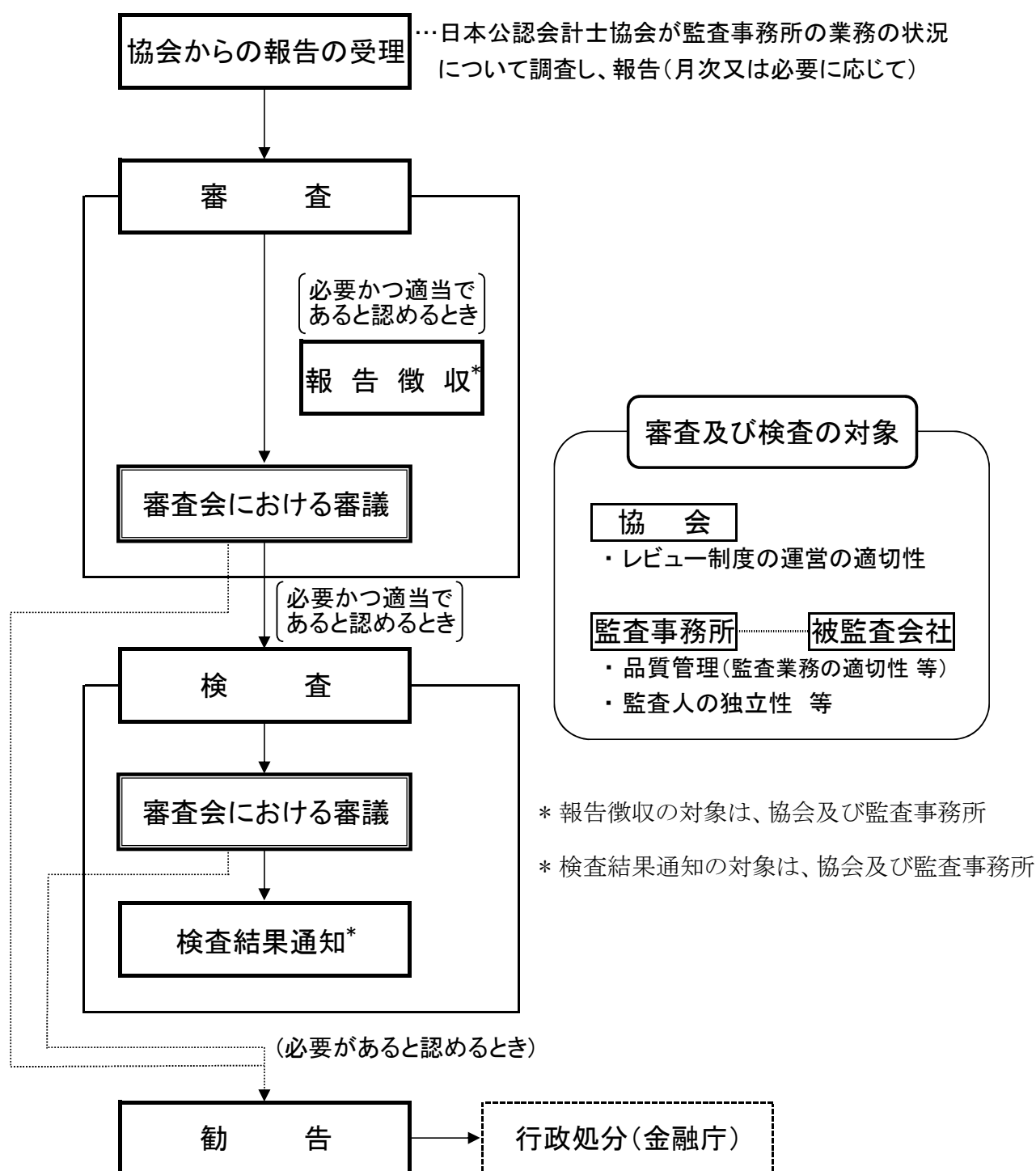


品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

監査事務所等モニタリング基本方針 (審査・検査基本方針)

－より実効性のある監査の実施のために－

〔 公認会計士・監査審査会
平成 28 年 5 月 13 日 〕

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでいる。

第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）においては、監査の品質のより一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として監査事務所等に係るモニタリングを実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

なお、本基本方針において、モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すものとする。

【視点】

被監査会社を取り巻く環境は、コーポレートガバナンス・コードの導入等によるガバナンスの強化、海外進出の加速化、取引の複雑化、IT 化の進展など大きく変化している。これに伴い、監査事務所においても、被監査会社の環境変化に応じたグループ監査や IT 対応等の監査手法の高度化への対応など、より高い視点からのマネジメントが求められている。

こうした中、近年の上場大企業の会計不正事案や新規公開株に関する不適切事例を契機として、改めて監査の信頼性が問われており、これを受けて、監査法人のガバナンス・コードの策定などを今後検討することとされている。

このような状況に対応するため、審査会が実施するモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的に実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図っていくこととする。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）や外国当局に積極的に提供することとし、協力・連携関係の強化を図るとともに、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、広く一般に提供する情報の充実も図っていく。

【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行うこととする。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

審査会は、以上の観点を踏まえ、監査事務所等モニタリング基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や報告徴収の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 協会による品質管理レビューの検証

自主規制機関としての協会の監査の品質の向上に向けた対応等を公益的立場から促すことを目的として、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上について、検証等を行う。

また、監査事務所に対する審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担について双方向の議論を実施する。

(2) 報告徴収

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、限られた資源のもと、モニタリングを効率的に実施するために、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、以下のとおり、適時に報告徴収を実施する。

- ① 品質管理のシステムの整備状況や中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた重点的な検証のための報告徴収
- ② ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を継続的に把握するための報告徴収
- ③ 検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握し、当該事務所の改善を促していくために実施する報告徴収

2. 検査基本方針

審査会は、以下に掲げる事項に留意し、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

(1) 検査の実施

- ① 大規模な監査法人及び大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。中小規模監査事務所については、品

質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

- ② 監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

(2) 検査にあたっての留意事項

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性に応じたものとなっているかについて検証する。
- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して監査手続を実施しているか検証する。
- ③ 監査事務所に根本的な原因を踏まえた有効な改善を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

検査の実施にあたっては、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査においては、監査事務所の理解・協力が不可欠であるため、原則全件、検査に対する監査事務所の意見を聴取(検査モニター)することとする。

3. モニタリング情報の提供方針

審査会は、監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめ、監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

- ① 審査会は、検査結果について、監査事務所にその内容を通知するが、監査事務所に対して指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果等に係る情報の充実に努める。

(注) 監査事務所においては、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

- ② 検査結果については、その分析結果から抽出された業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど、より一層の活用に努める。

(注) 監査事務所において監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示、市場関係者への参考情報の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、毎年その内容を見直している。

- ③ 投資者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果を整理した上で、取りまとめて公表する(「モニタリングレポート」)など、広く一般に提供される監査の品質に係る情報の充実に努める。

4. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収及び検査を行っているところである。

今後も、上記の条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、必要に応じ、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^{（注1）}の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^{（注2）}、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^{（注3）}として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^{（注4）}による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む
業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注 3) 法第 34 条の 36 第 1 項及び第 2 項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第 1 項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注 4) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1. において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1. の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注 5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注 5) 公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第 1 項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項については是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に
関する基本指針**

平成 22 年 1 月

公認会計士・監査審査会

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^{（注）}の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注）外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者をいう。

II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第 34 条の 35 第 1 項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係るのある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実に努めるものとする。

Ⅲ 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3 年に 1 度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注)による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記 1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

IV 検査

1. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

（1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

（3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

（４）検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

（５）検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

（６）検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

（７）外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

（８）検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

（９）効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

- (1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

- (2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

VIII 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトのアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

II 業務等の状況

1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
 - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
 - ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

1. 監査人等の概況

(1) 監査人の状況

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

(2) 監査契約等の状況

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

(3) 品質管理の状況

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・
従事日数又は時間数

II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し

2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し

3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

平成 29 年 7 月 26 日

公認会計士・監査審査会

平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた視点及び目標を基本として、監査事務所等に係るモニタリング²を実施する。

（監査事務所を取り巻く環境）

我が国経済をみると、景気は緩やかな回復基調が続いている。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の動向によっては、景気が下振れするリスクがある。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場会社数は減少したものの依然として高水準の上場が続いており、上場会社数や上場会社の平均監査報酬額は微増といった状況にある。大手監査法人³の上場被監査会社が監査人を変更するものも最近多くみられている。

また、アジアを中心とした企業の海外進出や海外取引、M&A の増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展している。

このような状況を踏まえて、国際的な大手上場会社の監査を行う監査事務所においては、国際人材の確保・育成、IT・テクノロジーの活用、監査補助者の採用強化など監査手法の深化、複雑化への対応を行っているが、十分なものとなっていない状況もみられる。

（不正会計等への対応）

不適切な会計処理等の適時開示を行った上場会社数は、年間 60 件を超え、ここ数年増加傾向にある。また、IPO に関する不適切な事例が依然として指摘され

¹ 監査事務所等モニタリング基本方針： 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）については、平成 28 年 5 月 13 日に策定・公表。

² モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

³ 大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。

ているほか、海外子会社を含むグループ会社の会計問題もみられている。

近時の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われており、その対応の一環として、平成 29 年 3 月 31 日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（以下「監査法人のガバナンス・コード」という。）が金融庁から公表された。現在、大手監査法人や準大手監査法人⁴などがマネジメントの改革や外部の第三者の知見の活用など、監査の品質向上のためのガバナンス態勢の再構築に取り組んでいるところである。

（コーポレート・ガバナンス等における監査の役割）

近時の会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの導入などにより、企業のガバナンス機能の強化が図られ、現状、同コードは、ほとんどの上場会社で適用されているなど、企業のガバナンス機能の強化が進んでいる状況にある。

また、平成 28 年 2 月に同コードのフォローアップ会議において取締役会の独立性・客観性の向上が提言されるなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスを、より実効的なものとするのが期待されている。

一方で、最近も上場会社の海外子会社において会計問題が発生しているなど、海外グループ会社を含めた企業の内部統制に問題がみられている。監査事務所においては、被監査会社の内部統制を評価する際に海外事業も含めた企業の業務実態を踏まえた具体的な評価が徹底できているかが問われている。

（監査事務所における品質管理の現状）

監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の平成 28 年度品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については限定事項のない結論となっているものの、限定事項付き結論が付される監査事務所の割合は前年度に続き多い状況にある。

また、審査会検査の結果、業務運営が著しく不当であると認められるとして、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した監査事務所は昨事務年度 2 先であった。そのほか、勧告には至らなかったものの、業務運営が妥当でなく、かつ早急な改善を要する監査事務所があった。当該監査事務所に対しては、検査結果通知と併せて報告徴収命令を行い、改善を速やかに実施するよう促しているところである。

なお、審査会は、昨事務年度において大手監査法人 2 先に対してフォローアップ検査を実施したところであるが、いずれの法人も、不十分な点はあるものの、改善に向け組織的に対応している状況がみられた。

⁴ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、PwC 京都監査法人及び優成監査法人の 6 法人を指す。

(国際的な監査監督機関の動向)

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、平成 29 年 4 月、東京に常設事務局を設置するとともに、加盟当局が参加する年次総会を東京で開催した。東京総会においては、IFIAR メンバー間の効果的な情報交換と協力関係を一層促進・強化し、より効率的な監査法人の規制に貢献するため、我が国を含む 22 か国・地域により多国間情報交換枠組み（MMOU）の署名がなされたところである。

以上のような情勢を踏まえ、平成 29 事務年度（平成 29 年 7 月～平成 30 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を次のとおり策定する。

1 平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

本事務年度においては、次の点を重視して、下記（１）から（６）の基本的な考え方でモニタリングに取り組む。

- ・ 監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促すような検証を行う。
- ・ 監査事務所の実施する監査が、形式的に基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的なものとなっているか検証を行う。

（１）監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

監査事務所は、数人から数千人のものまで、その規模に相当の差異があり、それに伴い業務運営等の態様も大きく異なっている。したがって、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所⁵に分け、その態様に応じたモニタリングを実施する。

なお、監査法人のガバナンス・コードを採用している監査事務所については、当該コードを踏まえ構築・強化した態勢が実効的なものとなっているかなどの観点から検証を行い、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

① 大手監査法人

国内グループ法人や海外業務提携先（グローバルネットワーク）との関係も含め、ガバナンス等経営管理態勢等に係る報告徴収の実施などオ

⁵ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

フサイト・モニタリングを引き続き強化する。

また、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証及び最近の検査結果等を踏まえて重点事項を見直すなど、効果的な検査を実施する。さらに、フォローアップ検査において、改善への取組を検証し、自主的な改善行動を一層促していく。そのほか、必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。

② 準大手監査法人

準大手監査法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につなげることで、大手上場会社等の監査を担う能力を有するようになることへの期待がある。

現状、準大手監査法人は、百人を超す常勤の職員と数十社の上場被監査会社を有するに至っている。こうした我が国監査業界における重要性に鑑み、重点的にモニタリングを実施する。具体的には、検査を定期的に行うとともに必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。特に海外業務提携先との関係を含むビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を重視する。

③ 中小規模監査事務所

監査事務所に係る情報収集・分析を的確に行った上で、代表者や社員の意向や資質等を踏まえた監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢、個別監査業務の監査の品質の確認を中心とした検査など、基準等への準拠性の観点からのモニタリングを実施する。

特に、検査においては、不備が監査事務所の体制やビジネスモデル等に起因するものか、根本原因を踏まえた実効性ある改善に取り組んでいるか等に重点を置き検証する。

(2) 協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

審査会は、協会の品質管理レビューの検証を行ってきたところであるが、品質管理レビューを受けた監査事務所に対する近時の検査等の結果を踏まえ、品質管理レビューの有効性の問題など品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の対応等について、引き続き、総括的な検証を行う。

なお、監査事務所に対する検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担・連携を図る。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、協会、金融庁関係部局、取引所等の関係団体、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局及び監査事務所の海外業務提携先との意見交換・連携などを通じた情報共有のための取組をより一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法の一層の充実を図る。さらに、情報収集・分析結果については、必要に応じ報告徴収やヒアリングを実施するほか、検査に有効に活用するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(4) 監査業務をサポートする態勢の把握

大手監査法人や準大手監査法人の一部では、近時、リスク情報を部門横断的に管理する態勢や国際部門によるグループ監査への対応を強化し、また、IT を活用し、被監査会社の会計関係のデータを分析するツールを導入するなど、監査業務をサポートする態勢を整備してきている。このような態勢整備は監査の品質の確保・向上に対して大きな影響を与えと考えられるため、その状況を把握する必要がある。特に IT 化については海外業務提携先の開発方針や投資動向とも関連していることから、海外業務提携先を含めた意見交換等を通じて、その状況を把握する。また、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができていないかなどについても把握することとする。

(5) 国際的な監査監督の連携強化

平成 29 年 4 月に、我が国を含む IFIAR メンバー 22 か国・地域により多国間情報交換枠組み (MMOU) が署名された。また、現在我が国は 7 か国との間で二国間の情報交換の枠組みである書簡交換 (EOL) を締結している。今後、このような枠組みを活用し、情報発信・情報共有を強化していく。

(6) モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

具体的には、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を登用する。また、海外監査監督当局への職員の派遣、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進める。

2 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁関係部局及び取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外業務提携先との間の意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化するとともに、過去の報告徴収・検査結果を有効に利用する。

また、監査事務所リスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析体制の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する観点から、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する報告徴収を行うほか、ヒアリングを実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、品質管理レビューアーの増員及び機動レビューの導入など、近時レビュー実施態勢の強化を図ってきている。

こうした取組等により、直近の品質管理レビューにおいては、指摘の内容等に一定の向上が認められる一方で、指摘が、レビュー先である監査事務所における有効な監査の品質の向上につながっているかという観点においては、課題がみられる。

このようなことを踏まえ、協会においては、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、品質管理レビューの一層の実効性向上を図ることが期待される。

以上のことから、品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、協会からのレビュー報告受理時における審査及び検査時におけるレビュー結果の対応状況の検証等を通じて総括的検証を行う。

また、有効な改善・監査の品質の向上につながる品質管理レビューのあり方について審査会と協会との間で意見交換を実施するとともに、互いの機能の実効的な連携を図る。

加えて、審査会と協会との適切な役割分担については、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の状況を踏まえ、議論を行うこととする。

(2) 報告徴収

① 監査事務所に対して、その適切な監査の品質管理の定着を促す観点か

ら、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査業務の運営に関して適時に報告徴収を実施する。

特に、中小規模監査事務所については、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、代表者の経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

また、報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

なお、報告徴収の実施に当たっては、必要に応じて対面方式を用いるなど効果的に検証を行う。

- ② 大手監査法人については、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。

- ③ 検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の改善状況を検証する。その際、金融庁関係部局と連携し、不備内容や重要性に応じた検証に努める。報告徴収の結果、改善状況が不十分であると認められる場合や問題となるような状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査など、対象となった監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討することとする。

なお、検査において、業務運営が妥当でなく、かつ早急な改善を要すると認められた監査事務所に対しては、一定期間の経過を待つことなく、検査結果通知と同時に、改善計画の策定及び実施状況に係る報告徴収を実施することを検討する。

3 検査基本計画

検査基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。その際、業務改善に向けた優れた取組等が認められる場合には、当該取組等も含めて評価するとともに、検査対象先とも認識を共有する。

検査結果については、監査事務所及びその被監査会社に対して指摘内容等

が的確に伝わるよう、検査結果通知書の記述内容等を見直したところであるが、今後も、検査結果の比較可能性も含め情報の充実等に努める。

以上を踏まえ、本事務年度検査においては、次に掲げる観点を重視し、監査事務所の態様に応じた検査を実施する。

- ① 品質管理態勢の確保・向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置を見直しているか。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案及びその他監査手続を実施しているか。
- ③ 検査対象監査事務所自らが、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動をとれているか。

(1) 大手監査法人に対する検査

大手監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、定期的に検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、また複数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、現場で監査業務を行う監査チームに対する品質管理や業務管理など、監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施する必要がある。

このため、本事務年度においては、以下の検証項目に重点をおいて検査を実施する。

- ・ 監査法人としての品質管理態勢が適切に運営されているかの観点から、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着の状況（地方事務所の業務運営を含む。）の検証
- ・ 適切なリスク評価を行っているか、適切に職業的懐疑心を発揮しているかの観点から、収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続の検証
- ・ 監査契約の新規受嘱手続、特に大手上場会社に係る手続の検証
- ・ 被監査会社とのコミュニケーションの状況の検証

- ・ 海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動に係る検証

また、検査のフォローアップの強化の観点から、定期的を実施する通常検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を引き続き実施する。なお、フォローアップ検査の実施に当たっては、検査先の負担にも配慮し、事前の報告徴収、検査範囲の限定など検査の効率的な実施に一層留意する。

(2) 準大手監査法人に対する検査

準大手監査法人については、被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑み、定期的に検査を実施する。検査に当たっては、共通したリスクに着目した効果的かつ効率的な実施に配慮しつつ、協会の品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

このため、本事務年度においては、以下の検証項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 当該監査法人における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況なども踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てた検証
- ・ 組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証

- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性など監査の品質の確認を中心とした検査を実施する。検査は、協会の品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて実施する。

このため、本事務年度においては、以下の検証項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証。特に、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、監査実施者への指導・監督状況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 監査リスクの高い上場会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

4 モニタリング情報の提供

モニタリングの結果や状況等については、監査の品質の確保・向上に資す

るよう深度ある分析を行い、以下のとおり、広く一般に情報提供していくこととする。

- ① 優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、検査結果事例集を改訂する。また、説明会等を通じて、協会や監査事務所及び被監査会社等の関係先だけでなく、市場関係者等に対して積極的に発信する。
- ② 平成28年版より作成・公表しているモニタリングレポートについては、投資者等が監査に対する理解を深めることに資する観点から内容を改訂し、最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させるなど、今後も情報の充実に努める。

以 上

公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麹町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば総合事務所
平成29年6月8日	監査法人アリア

監査法人アリアに対する検査結果に基づく勧告について

平成 29 年 6 月 8 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査法人アリア（法人番号 2010405005467、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人は、監査リスクの高い複数の上場会社の監査業務を新規に受嘱しているが、その中には、過去に不正会計を行ったものや受嘱時において有価証券報告書等の提出期限までの期間が短いもの、前任監査人との間で訂正監査契約が締結されなかったものなどが含まれている。このような被監査会社に対する監査業務の実施において、統括代表社員を含む各社員は、当監査法人の品質管理態勢は十分であると認識している。

しかしながら、今回審査会検査において、社員等が代表を務める他の法人等に関して独立性の確認を行っていないことが認められるほか、下記 2. 以下に記載するとおり、監査業務の新規受嘱時の対応において複数の不備が認められ、監査業務の実施について、残高確認により入手した回答を検討しないなど監査の基本的な手続における不備が複数認められている。

また、審査においては、大会社等の監査経験のない者を専任の審査担当者として選任しており、当該審査担当者による十分な審査手続が実施されていない。さらに、定期的な検証においては、経験のある検証責任者が十分に関与していないなど、品質管理の実施態勢が適切に整備されていない。

加えて、当監査法人は、今回審査会検査においても、前回審査会検査の指摘と同一、同様の不備が複数認められている。

このように、当監査法人の品質管理態勢は著しく不十分である。

2. 当監査法人は、新規受嘱の判断において、被監査会社に経営権を巡る争いが発生している中で、検証可能性の乏しい手許現金による投資が短期間で回収困難となっていることなどを認識していたにもかかわらず、投資などに関する不正リスク及び過年度訂正の必要性を合理的に判断するための監査証拠の入手可能性を踏まえた判断を行っていない。なお、受嘱後の期首残高監査及び第 1 四半期レビューにおいて、主として前任監査人の監査手続に依拠し、監査の基準で求められている不正リスクに対応するための追加手続を実施していない事実が認められており、受嘱時における監査の実施方針の検討が不十分であった状況が窺われる。

さらに、複数期にわたる訂正監査の受嘱が監査報告期限の直前であり、前任監査人から監査調書を借り受けて前任監査人の監査手続の十分性の評価や必要な追加手続を行うことが困難な状況であるにもかかわらず、受嘱に当たり必要となる監査時間及び監査要員について十分に分析をしていない。

3. 個別監査業務においては、特別な検討を必要とするリスクを識別しているのれんの評価に係る監査手続において、のれんの残高を誤認し、のれん残高全体の回収可能性について監査証拠を入手しておらず、また、残高確認手続により入手した回答を十分に検討していないため、有価証券報告書における関連当事者の注記漏れを発見できていない。

さらに、当監査法人の実施した監査業務において、残高確認により入手した回答の検討を実施しておらず、また、被監査会社の提出資料の正確性及び網羅性の検証を十分に行わなかったことにより訂正対象項目の会計処理誤りを見落とすといった不備が認められる。

加えて、特別な検討を必要とするリスクを識別しているのれんの評価について検討過程を監査調書に残しておらず、また、経営者の利用する専門家の評価において評価手続の詳細な過程及び評価結果を監査調書に記載していないなど、監査調書の記載の不備が複数認められる。

4. 監査業務に係る審査においては、大会社等の監査経験がない者を審査の専任者として選任しており、当該審査担当者は、特別な検討を必要とするリスクなどに対して監査チームが行った重要な判断とその結論について検討を行う必要があるにもかかわらず、当該リスクに係る監査調書の提示を求めておらず、のれんの評価の検討が不十分であることなど、特別な検討を必要とするリスクに関する重要な監査手続上の不備を指摘できていない。このほか、関連当事者取引の注記漏れやリスクの高い監査業務の受嘱手続の不備を指摘できていないなど、今回審査会検査で発見された監査実施上の重要な問題点についても審査において発見できていない。

また、当監査法人の監査業務の定期的な検証は、公認会計士資格を有しない補助者が主に実施しており、経験のある責任者が十分に関与していない。

5. 当監査法人は、前回審査会検査における指摘を受け、研修による改善措置の周知とともに、改善事項のチェックリストを作成し、再発防止を図ったとしている。また、定期的な検証等の際に改善状況の検証を行ったとしている。

しかしながら、前回審査会検査において残高確認の手続の一部未実施や会計上の見積りの監査手続の不備を指摘された業務執行社員の2名については、今回審査会検査においても前回指摘と同一の不備が複数認められている。また、リスク評価手続、会計上の見積りの監査手続等について、前回審査会検査と同様の不備が複数認められる。

さらに、当監査法人は、前回審査会検査において、監査調書の記載が不十分と指摘されていたにもかかわらず、上記3.に記載するとおり、今回審査会検査においても同様の不備が認められている。

このように、当監査法人の改善に向けた取組は実効性があるものとは認められず、著しく不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄） ～大規模監査法人を中心に～

1 ～ 3 省略

4. 今後の対応

上記の問題認識及び調査結果報告を踏まえ、審査会は、今後、以下の対応を進めていくこととする。

なお、以下の対応とともに、質の高い検査官を十分に確保することは、検査の実効性の維持・向上に不可欠である。審査会検査においては、その専門性に鑑み、任期付職員の公認会計士の役割が重要となっているところ、審査会検査に検査官として従事した経験が、その後の公認会計士業務の質の向上につながるなど、公認会計士としての魅力的なキャリアパスとして認識されるよう、審査会として努めていく。

（１）検査の機動的な実施

モニタリング基本計画において、大手・準大手監査法人については、2 ないし 3 年に 1 度定期的に検査を実施することとしている。このため、被監査会社に会計上の重大な問題が懸念される状況があり、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理体制を早急に確認する必要がある場合においても、次の定期的検査まで検証が行えないのではないかと危惧が示されている。

したがって、そのような状況において、当該監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することを明確にする必要がある。

具体的には、協会の品質管理レビュー結果を踏まえ、監査事務所の品質管理を検証するという法的枠組を前提としつつ、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所等の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することとし、その方針を平成 28 年度のモニタリング基本計画等において明確化する。

（２）大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

既述のとおり、大手監査法人については、2 年ごとに検査が実施されること等から、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施しているところであるが、近時の大手監査法人に対する検査において、前回検査と同様又は同種の不備を繰り返し指摘している状況にある。

このような大手監査法人の検査結果をみると、フォローアップの強化にあたっては、品質管理体制面の整備状況よりも、改善策が組織末端まで浸透しているかどうか等の運用面に重点を置いた検証をすることがより有効である。これを踏まえると、フォローアップの手法としては、検査において重要な不備事項が指摘された場合には、オフサイトである報告徴収ではなく、当該検査の翌年にオンサイトである立入検査により改善状況を検証することが適当である。【平成 28 事務年度検査から実施】

その場合、フォローアップの検査も含めて、毎年検査を実施することとなるため、フ

フォローアップ検査の検査体制、検証範囲の絞り込み、報告書の簡素化を行うなど、効率的・効果的な実施に留意する。【平成 28 事務年度検査から実施】

（３）協会との適切な役割分担等

- ① 監査事務所の監査の品質管理の検証は、協会の品質管理レビュー及び同レビューを踏まえた審査会の検査の双方で実施しているところである。審査会は大手監査法人において特に重要であるガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢につき深度ある検査を実施している一方で、協会は、中小を含めたすべての監査事務所を対象として定期的に品質管理レビューを実施している。こうした審査会、協会双方の検証の特性を活かした役割分担により、監査事務所に対する検証を全体として最大限の効果を発揮するものとする。

【継続的検討】

- ② 審査会検査官と協会の品質管理レビュアーとは、これまでも意見交換等を通じ、品質管理レビューの一層の充実を働きかけるとともに検査官の能力・知見の向上を図ってきた。このような意見交換等は、検査官及びレビュアーの能力等の向上に資するものであるため、今後も継続的に実施していく。

（４）検査手法の向上

検査の実効性を向上させるためには、検査手法についても、より効果的・効率的なものとなるよう工夫することが必要である。

特に大手監査法人は、数千人規模の職員を擁する巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。したがって、大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行えるように重点を置いて取り組む。

- ① 大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行うための取組み

ガバナンス体制等の検証に必要な定性・定量の情報を、報告徴収により継続的に入手することとする。また、入手した情報を分析し、監査法人内部やグローバルネットワークの取組みも参考にし、検査の着眼や検査官の目線の形成に監査品質指標として活用することを検討する。

【平成 28 事務年度から実施】

- ② 個別監査業務に係るリスクベースの検査手法向上のための取組み

業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法を一層充実させるとともに、その効果を検証し、継続的に見直していくこととする。

【平成 28 事務年度から実施】

- ③ 監査法人のガバナンス・コードが策定された場合には、ガバナンスの向上につなげるとの観点から、その対応状況を検証することを検討する。

（５）検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）

検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検

査先に対して伝達されることが重要である。

また、財務書類の作成責任は経営者にあることに鑑み、監査役等に対する検査結果の開示を通じて、被監査会社における会計上の問題点の改善に資するものとする必要がある。さらに、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を受け、監査役等の会計監査に関する責任が拡充していることから、監査役等による審査会検査結果の利用の重要性も増している。

このようなことを踏まえ、被監査会社等に対して、検査結果及び検査関連情報を的確に伝達するため、以下のような取組みを行う。

① 検査結果通知の記述方法について、以下の観点から見直す。

- ・検査先に問題点を具体的かつ的確に伝達し、適切な改善がなされる内容とすること
- ・検査結果の開示を受けた第三者、特に監査役にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図ること

【平成 28 事務年度から実施】

なお、個別の検査結果の開示範囲の拡大については、将来的な検討課題とする。

② 広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査結果事例集を毎事務年度見直し、公表しているが、同事例集において大手監査法人に係る指摘事例とその他の監査法人に係るものを区別することとする。また、検査その他のモニタリングの成果については、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、その内容を整理し、新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表することとする。

【平成 27 事務年度検査等の状況から対応】

(以上)